

令和6年度

奨学生(予約)募集のしおり

公益財団法人伊予三島奨学会

目 次

1. 申し込みの前に大切なこと	1
2. 出願者の資格	1
3. 貸与額、貸与期間及び採用予定人数	2
4. 出願手続	2
■願書等提出先	2
■必要書類	2
5. 推薦と選考	3
6. 採否決定の時期	3
7. 返還の義務	3
8. 願書記入の注意事項	4
願書記入例	5
所得証明書交付申請書の記入例	7

奨学生(予約)募集のしおり

公益財団法人 伊予三島奨学会

公益財団法人伊予三島奨学会では、愛媛県出身の子弟のうち学業優秀、品行方正な学生または生徒で、経済的理由により修学困難な方に対し奨学資金を貸与し、もって社会有用な人材育成に寄与しております。

奨学金の貸与を希望する方は、公益財団法人伊予三島奨学会奨学規程に基づき、選考のうえで奨学生として採用されることとなります。

1. 申し込みの前に大切なこと

- (1) 当法人の奨学金は貸与型です。

奨学金は学資として貸与されるものですから、卒業後は必ず返還をしなければなりません。(卒業後の就職、進学、その他について何ら制約はありません。) 無利息ですので、貸与された元本のみ返還していただきます。また、他の奨学金制度と併用して貸与を受けることもできます。

- (2) 保護者ではなく、本人の手続きが必要です。

奨学金を申し込み、利用するのは本人であり、大学等に進学してから卒業後の返還まで、奨学金に関する手続きはすべて本人が行う必要があります。

- (3) 家族でしっかり相談しましょう。

奨学金は大学等の卒業後に返還が必要となります。将来のことを考えて利用することはもちろん、他の奨学金制度との併用等、家族でしっかり話し合しましょう。

- (4) 学校の指示に従いましょう。(市内の中学校・高等学校在学中の方のみ)

奨学金等の申請には、学校の推薦が必要となるため、申込手続きはすべて学校を通じて行います。学校の指示に従って手続きを進めましょう。

2. 出願者の資格

県内に住所を有する者を保護者とするものであって、高等学校(高等専門学校を含む)以上の学校に在学し、学業及び人物ともに優秀で経済的理由により修学が困難である者。

3. 貸与額、貸与期間及び採用予定人数

奨学生の種類	奨学金	採用予定人数
高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校第1学年、第2学年及び第3学年、専修学校の高等課程	月額 15,000 円	2名程度
大学（短期大学を含み、大学院を除く）高等専門学校第4学年及び第5学年、専修学校の専門課程	月額 30,000 円	13名程度
愛媛大学大学院農学研究科バイオマス資源学コース（修士課程）に在学する者		

貸与期間は、令和6年4月から正規の修業期間とする。

4. 出願手続

■ 願書等提出先

現在の在学区分	提出先	提出期限
市内の中学校・高等学校在学中の方	在学中の学校	学校で定める期日
市外の中学校・高等学校在学中の方	伊予三島奨学会事務局 （市教育委員会内）	令和6年1月15日(月)
大学等に在学中の方		
浪人生等で進学予定の方		

■ 必要書類

現在の在学区分	本人作成及び取得書類	学校作成書類
市内の中学校・高等学校在学中の方	願書	奨学生推薦書
市外の中学校・高等学校在学中の方	奨学金用所得証明書(市発行)	成績証明書
大学等に在学中の方（2年生以上）	願書 在学証明書(大学等発行) 前年度の成績証明書(大学等発行) 奨学金用所得証明書(市発行)	なし
大学等に在学中の方（1年生）	願書 在学証明書(大学等発行)	なし
浪人生等で進学予定の方	高等学校の成績証明書(既卒高校発行) 奨学金用所得証明書(市発行)	

※ 所得の特別控除に該当がある場合は、別途資料の提出をお願いする場合があります。

※ 各教科の評定を合計し、その平均値が3.0以上であること。

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格証明書を添付（在学証明書及び成績証明書は不要）してください。

5. 推薦と選考

- (1) 中学校・高等学校では、願書、学業成績その他の資料を基にして、奨学生として適格な方を伊予三島奨学会に推薦することとなります。※ 大学等に在学中の場合は、高等学校からの推薦は不要です。
- (2) 伊予三島奨学会では学校からの推薦書、本人の願書等を比較検討し、2月頃に選考委員会を開いて適格度の高い者から採用内定者又は補充候補者（補欠）を決定します。
- (3) 他の奨学会との併願も可能ですが、伊予三島奨学会単願の者を優先します。

6. 採否決定の時期

- (1) 選考委員会にて採用の内定を決定したときは、2月中に市内の中学校・高等学校在学中の方は、学校長及び本人に通知し、それ以外の市外及び大学等在学中の方等は、本人にのみ通知します。
- (2) 内定者は合格決定後、合格通知書と誓約書等を伊予三島奨学会へ提出し、受理後正式に奨学生として採用されます。

※ 提出時に奨学金貸与等に伴う重要事項確認のため、親権者同伴の面談を行います

7. 返還の義務

奨学金は学資として貸与するものですから、卒業後は必ず返還をしなければなりません。卒業後の就職、進学、その他について何ら制約はなく、返還は、貸与を受けた奨学金の全額を年賦、半年賦、月賦の方法で返還していただきます。なお、返還には利息はかかりませんが、郵便局での支払い及び引き落とし（ゆうちょ銀行）では、手数料が必要となります。

- (1) 奨学金は貸与を終了した後、貸与した期間の倍の年数以内に返還していただきます。この期間を超えることはできません。

例：高等学校は6か年、大学は8か年（修学途中から採用の場合は貸与年数の倍の年数）

- (2) 奨学生又は奨学生であった方が、奨学金の返還完了前に死亡した時又は進学、疾病等により返還が困難な時は、所定の手続きにより免除又は一定の期間の猶予が受けられます。
- (3) お支払いは、最寄りの郵便局又は伊予三島奨学会事務局（市教育委員会内）、引き落とし（ゆうちょ銀行のみ）のいずれかの方法で行っていただきます。

8. 願書記入の注意事項

願書は選考上の大切な資料ですから、正確に記入してください。事実と異なることを記入したり、指示されていることを記入していないと、選考から除外されたり、採用されても取り消されることがあります。

次頁に願書及び奨学金用所得証明書交付申請書の記入例を掲載しておりますので、参考にしてください。また、不明な点は以下までお問い合わせください。

■問い合わせ先

公益財団法人伊予三島奨学会（四国中央市教育委員会事務局内）

住 所：799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話番号：0896-28-6044

所得証明書交付申請書の記入例

ピンク

様式第19号

(表)

税関係証明書交付・閲覧申請書

四国中央市長 様

令和〇〇年〇月〇日

※太ワクの中をお書きください。

窓口に来た人	住 所	☒ 四国中央市 三島宮川4丁目〇番〇号	電話番号	23-〇〇〇〇
	氏 名	ふりがな 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	明治・大正・昭和・平成・西暦 〇 年 〇 月 〇 日生

本人確認させていただきます。

☐運転免許証 ☐パスポート ☐個人番号カード ☐住基カード(写真付) ☐保険証(国・社・後・) ☐質問 ☐その他()

必要な人	住 所 (所在地)	☒ 同上	必要な人との関係
	氏 名 (法人名)	ふりがな ☒ 同上	① 本人・同一世帯の親族 ② その他の人〔続柄〕
	生 年 月 日	☒ 同上 明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生	使用目的 奨学金願書申請 のため 伊予三島奨学会 へ提出

必要な項目の□欄にレ印を入れてください。

☐ 軽自動車税証明書 ※	標識番号(愛媛)	☐ 納税証明書(継続検査用)	☐ 標識交付証明書(再交付)	通
☐ 納 税 証 明 書 ※	☐ 未納がない証明書 ☐ 未納がない証明書(市営住宅用)	☐ 記載事項変更証明書	☐ 廃車証明書(再交付)	通
☒ 所得・課税証明書 (市 県 民 税) ※	☐ 所得証明書(個人)〔収入額のみ〕 ☐ 所得・課税証明書(個人)〔税額記載〕 ☐ 非課税証明書 ☐ 児童手当用証明書 ☐ 児童扶養手当用証明書 ☐ 所得証明書(年金用)	☐ 所得証明書(世帯) ☐ 所得・課税証明書(世帯) ☒ 奨学金用所得証明書 ☐ 保育所入所課税証明書 ☐ 所得証明書(市営住宅用)	3 年分 (所得証明) 年度 (課税証明)	通
明 示 の 他 ※	☐ 狩猟用証明書 ☐ 営業証明書(法人) ☐ 酒類販売証明書	☐ 営業証明書(個人) ☐ 非課税証明書(3税課税用) その他()		通

所得・課税証明書に
✓してください。

奨学金用所得証明書に
✓してください。

令和3年分を申請してく
ださい。

☐ 固定資産課税台帳 ※	必要物件の所 在	四国中央市	通
☐ 固定資産課税台帳 ※	(償却資産課税台帳)		通
☐ 公 図 (写 し)			通
☐ 建物滅失証明書			通
☐ 土地所有(車庫)証明書			通
☐ 住宅用家屋証明書			通
☐ 固定資産登録事項証明書			通

閲覧事項	☐ 固定資産課税台帳 ※	必要物件の所 在	四国中央市	閲覧場所 四国中央市 ☐ 本庁舎 ☐ 川之江庁舎 ☐ 土居庁舎 ☐ 新宮庁舎
	☐ 名 寄 帳 ※			
	☐ 土地登記事項簿			
	☐ 旧 土 地 台 帳			
	☐ 公 図			
	☐ その他の			

※ の証明については、原則本人と同一世帯の親族以外(代理人)は委任状が必要です。
なお、固定資産関係についてのみ、同一世帯の親族であっても誓約書が必要です。ただし、委任状がある場合は誓約書は不要です。
裏面の委任状及び誓約書をご利用ください。

処 理 欄	作成者	合 計	レジNo.
-------	-----	-----	-------

※ 上記の記入例は、四国中央市内に居住の世帯で、令和3年分の所得証明書の取得を申請する場合の例です。記載内容は、申請者の実情に合わせて記載してください。

※ 市外からの転入又は単身赴任等により、令和3年分の所得証明書の発行が四国中央市以外の自治体の場合は、世帯全員の所得課税証明書を当該自治体から取得してください。